

徳島県公安委員会規則第13号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年9月24日

徳島県公安委員会委員長 岡田好史

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（昭和47年徳島県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表徳島県徳島板野警察署の部藍住町東交番の項を削り、同部藍住町西交番の項を次のように改める。

藍住町交番	板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1	板野郡藍住町
-------	-------------------	--------

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。